

はしがき

本書の目的は、家族の変化をはじめとする社会の諸変化に伴って正当化しにくくなっている遺留分制度の現代における意義を明らかにするとともに、正当化が可能な遺留分制度の在り方を検討することである。このような検討をする出発点となったのは、財産権の主体であった被相続人の意思に反しても、その家族が相続に際して遺留分として一定の財産を確保できるのはなぜかという単純な疑問である。しかしこの疑問に答えるのは簡単ではなく、説得的な答えを探求するために、相続法だけでなくより一般的に民法その他の法とりわけ憲法の視点からの考察が重要であると気づかされることとなった。このような考察をする上では、憲法と私法の関係という視点から民法の基礎理論の確立を試みる山本敬三『公序良俗論の再構成』（有斐閣、2000年）から多くの示唆を得ている。筆者が大学院在学中に山本先生のご高著に出会えたことは幸運なことであった。

もっとも、このような大きなテーマに対してこれまで狭い範囲での限られた検討を細々と続けるのが精いっぱいであり、恩師である錦織成史先生には、现阶段では学恩にお返しすることのできる学問水準に自身が到底及んでいないことを深くお詫びするばかりである。しかし、拙いものではあってもここに何とか形ばかりは1冊の本にして先生にお贈りできる運びとなった。未熟である筆者に、常に温かく、丁寧に辛抱強くご指導を続けてくださった錦織先生に心よりの感謝を申し上げたい。

錦織先生には、法学部3年次のまだ法律学の意味も分からない段階から、民法のゼミでご指導をいただき、先生の描かれる深淵な民法の世界に魅力を感じ、厳しい道とも知らずに先生のような民法学者を目指したいとの一心でご指導を仰ぐこととなった。しかし、本人の実力が伴わず、先生にはご心配をお掛けすることばかりであった。先生にはどのような深刻な状況にあっても、ご自分のことのようにいつも真剣に、問題にご一緒に向き合っていたいただいた。そして、現在に至るまで、民法の範囲にとどまらず、芸術や宗教、言語学、医学や

植物のこと、法学者としての在り方、生き方についてまで、実に幅広い分野のお話を交えて濃厚な講義を2コマ連続、場合によっては3コマ連続ご提供いただくことがあり、先生の博識と素養に驚嘆しながらいつも面白く拝聴させていただいている。今では錦織先生の講義の一番のファンであると自負している。本書の執筆に当たっても、既に大学から離れていらっしゃるにもかかわらず、ご指導を受け入れていただき多くの鋭いご指摘を賜った。錦織先生にお示しいただく民法の世界はいつも高尚で哲学的であり、ご指導いただくたびに民法学の神髄に迫った気分に入り、また民法学の奥深さと新たな面白さをご教示いただいている。ご指導を仰ぐ側の能力が到底至らず、その僅かしか修得することができていないのが残念であるが、本書に少しでも意義を認めていただけるとすれば、それはすべて錦織先生のご指導に依拠している。

また、本書をまとめるまでには、大学院在学中および修了後にもご指導いただいた当時の京都大学の佐久間毅先生、潮見佳男先生、前田達明先生、松岡久和先生、橋本佳幸先生、山本敬三先生、横山美夏先生、研究者を目指して共に切磋琢磨した友人や諸先輩、香川大学法学部の元同僚の皆様、広島修道大学法学部の元同僚の皆様、在外研修先のドイツ・ハンブルクのマックスプランク外国私法・国際私法研究所でご協力いただいた研究者の皆様、研究会や共同執筆等を通じて研究活動をご一緒させていただいている皆様、とりわけ現在お世話になっている大阪大学の同僚の皆様のご多大なご支援をいただいた。校正段階には、尊敬する研究者であり友人でもある慶應義塾大学大学院法務研究科の西希代子先生に遺留分法の解釈の本質に関わる重要なご助言をいただき、また大阪大学大学院博士後期課程の久保英二郎さんには、校正をはるかに超える貴重なご指摘をいただいた。皆様のご支援がなければ、浅学な筆者が一冊の本をまとめるなどということは全くできないことであった。心よりお礼を申し上げたい。

なお、本書は、令和2年度科学研究費助成事業(科学研究費補助金・研究成果公開促進費・課題番号20HP5133)の助成を受けている。出版にあたっては、法律文化社の野田三納子氏に多大なご協力を賜った。感謝を申し上げたい。

青竹美佳